

平成18年6月14日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社 富士通ビー・エス・シー
代表取締役社長 兼 子 孝 夫

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、平成18年6月28日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場二丁目3番1号
トレードピアお台場 23階 会議室
(前回までの定時株主総会とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第43期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 第43期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

I 営業の概況

1. 営業の経過及び成果

当期の情報サービス産業は、総じて回復傾向もみられましたが、大企業を中心とする本格的なIT投資が引き続き低調であることに加え、受注競争の激化と開発案件の低価格化が更に拡大しているため、依然として厳しい収益環境が続きました。

このような状況下において当社は、事業構造の強化と収益の確保を主要な事業方針として事業を展開してまいりました。

当期は営業とSEとの一体化をはかり、顧客を重視した連携強化を推し進めるとともに、技術者を成長分野へ集中的にシフトして、この分野の開発要員と開発技術の基盤強化をはかりました。

事業構造強化のなかでも、成長分野であるエンベデッド事業は永年にわたり培ってきた技術とノウハウを基に、携帯情報端末向けシステムの企画・提案から開発、評価・検証サービスに至るトータルサービスの提供をいたしました。新製品につきましては、大容量のデータをメモリ上に展開して飛躍的な高速処理を実現させる「Oh-Pa 1/3」*1を開発し、流通業向けに販売いたしました。更にレンタル業の業務を支援する「RENTAL-Pro」、「FENCE」の暗号化機能とファイルトランスレーター「F*TRAN」を融合させた「F*TRAN-S」、また多機能化する課金システムに対応した課金ソフトウェアパッケージ「Billing Saver」を相次いで販売いたしました。

一方、収益の確保につきましては、富士通株式会社のフレームワーク「Topjax Solution」*2の適用を推進して生産性を高めるとともに、開発技術の標準化によるシステム開発の効率化とコストの削減に努めました。また、プロジェクトの審査は、一層の強化と定着をはかりました。審査を定期的実施し、見積りの内容や開発状況のチェックを徹底することにより、不採算プロジェクトの発生を最大限抑止いたしました。

当期は情報・通信分野の売上が減少いたしました。エンベデッド事業及び一般民間需要の売上が増加したことにより売上及び利益ともに前期を上回ることができました。

この結果、当期の売上高は315億51百万円（前期比0.3%増）、経常利益は12億80百万円（同7.6%増）、当期純利益は7億48百万円（同13.0%増）となりました。

なお、当期からソフトウェアの開発契約における収益計上基準を、顧客検収基準から進行基準に変更いたしました。進行基準への変更による影響額は、それぞれ売上高14億78百万円、経常利益1億63百万円、当期純利益96百万円の増加となりました。

各事業区分別の概況は、次のとおりです。

(1) ソフトウェア開発

ソフトウェア開発につきましては、情報・通信、金融、官公庁等の顧客向けに、各種アプリケーションソフトウェアをはじめ、料金課金システム、ネットワーク監視制御システム等を継続的に開発し納入いたしました。

情報・通信分野では、中小事業者向けにビルディングソリューションを中心に納入いたしました。エネルギー分野では、電力会社向け営業システムの再構築受注に加え、ガス会社向け営業システムも受注し開発いたしました。

また官公庁向けには、財務省や厚生労働省、社会保険庁のシステム更新案件を受注したほか、気象庁の気象情報収集および配信システムを開発いたしました。

エンベデッドシステムにつきましては、携帯電話の番号ポータビリティ（番号継続）制度導入による携帯電話事業者向けのシステム、デジタル家電におけるDVDプレーヤーやデジタルカメラ向けのシステムを開発納入し、ITS*³関連では大手自動車メーカーの新エンジン制御分野にも参入いたしました。また、鉄道インフラの分野では駅務システムなども開発納入いたしました。

しかしながら、情報・通信分野での大規模開発案件が減少したことにより、ソフトウェア開発の売上は前期を下回ることとなりました。

この結果、売上高は175億31百万円(前期比4.1%減)となりました。

(2) ソフトウェアサービス

ソフトウェアサービス事業につきましては、情報・通信向けに開発したシステムの保守におけるSE支援サービスを継続受注し、携帯電話事業者向けには、評価試験・検証サービスを提供いたしました。

携帯端末を利用して業務システムと連携するモバイルソリューションや、精密機器メーカー向けに部品や製品のライフサイクル全体を情報管理するPDM*⁴ソリューションを提供いたしました。アウトソーシングサービスにつきましては、当社データセンターを活用した運用監視サービスを提供しました。また汎用機運用支援サービスや、経済産業省、総務省向けの運用保守支援サービスを提供しました。

人材派遣サービスにつきましても、大手通信キャリアや電気メーカーを中心に技術者の派遣サービスを提供いたしました。

この結果、売上高は122億11百万円(前期比9.5%増)となりました。

(3) パッケージ販売

パッケージ販売につきましては、セキュリティパッケージソフト「FENCE」シリーズ*⁵を保険・金融分野を中心に販売し、当期43万ライセンス、累計で142万ライセンスを超える実績をあげるに至りました。更に、顧客のセキュリティマネジメント要求に対応するために、新製品「FENCE-Tracer Server」を開発し、販売いたしました。

また、ファイル変換パッケージソフト「F*TRAN」シリーズの販売も堅調に推移し、加えてセキュリティ機能を強化した新製品「F*TRAN-S」を開発販売いたしました。

しかしながら、個人情報保護法施行によるセキュリティ関連パッケージ製品の需要が一段落したことにより、前期と比較して売上がやや減少いたしました。

この結果、売上高は10億11百万円（前期比9.9%減）となりました。

(4) システム機器販売

システム機器販売につきましては、ソリューションビジネスの中核となるパッケージソフト「SAGENT」の仕入れ販売や、各種のシステム開発に伴う機器販売を行いました。サーバや周辺機器の販売が伸びず、前期と比較して売上が減少いたしました。

この結果、売上高は7億96百万円（前期比11.1%減）となりました。

2. 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第40期 平成14年度	第41期 平成15年度	第42期 平成16年度	第43期 平成17年度
売 上 高 (百万円)	31,573	32,815	31,447	31,551
経 常 利 益 (百万円)	1,105	183	1,189	1,280
当 期 純 利 益 (百万円)	589	△1,392	662	748
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	46.23	△118.03	53.62	60.91
総 資 産 (百万円)	23,773	24,114	22,823	24,219

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。第40期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用して算出しております。
2. 第41期は、回収が見込めない棚卸資産の評価損及び仕掛品の廃却と諸費用、並びに投資有価証券の評価損を特別損失として合わせて24億57百万円計上したため、当期純損失となりました。
3. 第42期は、大規模不採算プロジェクトの発生防止に努めた結果、売上は減収となりましたが、経常利益は増加し、当期純利益については黒字転換をはたすことができました。
4. 第43期（当期）は、前記「営業の経過及び成果」に記載のとおりです。

3. 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

5. 会社が対処すべき課題

今後は次のような施策を実施して、収益の拡大に努めます。

(1) 受注・売上の拡大とコストダウンの推進

新規顧客の開拓と「O h - P a 1 / 3」を含む新製品の拡販に努め、受注・売上の拡大をめざします。一方では、プロジェクトの審査を継続実施し、受注から納入に至る進捗管理を徹底して不採算案件の発生を抑止します。また開発原価の抑制と経費の削減をはかり、開発コスト全体の低減に努めます。

(2) 生産性・品質の向上

開発技術の標準化とフレームワーク「Topjax Solution」の活用拡大により、生産性の向上、開発効率の向上、製品の品質向上に努めます。

(3) 技術者の育成と確保

成長分野のエンベデッドシステム事業における開発技術者の育成と要員の確保に努めることに加え、併せて優秀なプロジェクトリーダーの育成にも努めます。

【用語解説】

* 1 O h - P a 1 / 3

企業における大量の情報処理ニーズに応じて、処理速度の飛躍的な向上を実現するオンメモリーデータベースタイプのパッケージのことで、データをディスクではなくメモリに格納し、高速処理により驚異的な時間短縮をもたらし、顧客業務の効率化を飛躍的に達成するものです。

* 2 Topjax Solution (Total Omni Platform architecture by Java And Xml technology Solution)

富士通株式会社が開発した、W e b システムの構築を上流工程から下流工程まで体系的、かつ効率的にシステムインテグレーションするプロダクト群及びフレームワークのことをいいます。W e b システムの構築は、開発環境が複雑化し、顧客要求も高度化していますが、この「Topjax」を適用することによって、品質・生産性・性能の確保と向上をはかることができます。

* 3 I T S (Intelligent Transport Systems)

情報技術を用いて人と車両と道路を結び、交通事故や渋滞などの道路交通問題の解決をはかる新しい交通システムをいいます。渋滞情報と連動した高度なナビゲーションシステム (V I C S) や、自動料金収受システム (E T C) 等、いくつかの要素技術からなります。

* 4 P D M (Product Data Management)

製品の製造工程において、設計・製造に関わるすべての情報を一元化して管理し、工程の効率化や期間の短縮をはかる情報システムのことをいいます。図面や仕様書など設計に関するデータの管理、製品を構成する部品構成データの管理と購買・資材システムとの連

携、スケジュールの把握や工程の簡素化をはかるワークフロー管理の機能が中心となって構成されます。

* 5 「FENCE」シリーズ

情報漏えい防止のためのセキュリティ製品群です。シリーズとしては、従来のデータファイル暗号化製品「FENCE-Pro」、情報持出し抑止機能を持つ「FENCE-G」、個人認証機能を持つ「FENCE-AP」、アクセスログ収集機能を持つ製品「FENCE-Tracer」に加え、「FENCE-Tracer Server」を新たに発売して、金融分野、生保業界等へ納入しています。

Ⅱ 会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 主要な事業内容

コンピュータのソフトウェア開発及び販売を主要な営業品目とし、併せて附帯する事業を営んでおります。

事業区分	主な内容	売上構成比(単位：%)
		第43期
ソフトウェア開発	ビジネスアプリケーションソフトウェア エンベデッド（組込み）システム ネットワーク並びに精密機器等の制御システム 共通基盤並びにミドルウェア等のベーシックソフト	55.6
ソフトウェアサービス	ソリューションサービス システムインテグレーションサービス インターネット及びLAN関連構築・運用サービス アウトソーシングサービス 人材派遣サービス	38.7
パッケージ販売	自社パッケージソフト （ツール系パッケージ、セキュリティパッケージ、 グループウェアパッケージ、ERPパッケージ）	3.2
システム機器販売	システム機器及び周辺機器 他社パッケージソフト	2.5
合	計	100.0

2. 株式の状況

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 会社が発行する株式の総数 | 43,200,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 11,800,000株 |
| (3) 株主数 | 9,618名 |

(4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
富 士 通 株 式 会 社	6,660,000	56.47	—	—
株 式 会 社 尾 上 企 業	432,000	3.66	—	—
日興シテイ信託銀行株式会社 (投信口)	283,700	2.40	—	—
富士通ビー・エス・シー従業員持株会	196,200	1.66	—	—
エイチエスビーシーバンクビーエルシーアカウン トアトランティスジャパングロスファンド	152,500	1.29	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	117,800	0.99	—	—
ジェーピーモルガンチェースバンク385067	99,200	0.84	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	78,800	0.66	—	—
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	70,700	0.59	—	—
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505025	51,700	0.43	—	—

3. 自己株式の取得、処分等及び保有

該当事項はありません。

4. 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
1,818名	37.5歳	12.2年

5. 企業結合の状況

当社の親会社は富士通株式会社であり、同社は当社の株式を6,660,000株（議決権比率56.47%）保有しております。

当社の売上高に占める親会社に対する売上高の比率は49.1%であり、その主なものはソフトウェア開発の請負です。

6. 主要な借入先

該当事項はありません。

7. 主要な事業所

本社	東京都品川区大崎一丁目11番2号 (ゲートシティ大崎イーストタワー11階)
開発センター	東京開発センター (東京都港区) 仙台開発センター (仙台市) 沼津開発センター (沼津市) 大阪開発センター (大阪市) 福岡開発センター (福岡市)
人材センター	東京人材センター、大阪人材センター

8. 取締役及び監査役

役 職	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
代 表 取 締 役 社 長	兼 子 孝 夫	
専 務 取 締 役	児 玉 治 行	ビジネスサポート本部長
取 締 役	宮 田 一 雄	富士通株式会社経営執行役
取 締 役	石 井 恒 好	エンベデッドシステム本部長
取 締 役	江 口 一 宏	産業流通システム本部長
取 締 役	門 脇 弘 和	ビジネス管理本部長
取 締 役	新 島 次 男	I Tサービス本部長
取 締 役	浅 川 寛	公共・サービスシステム副本部長
取 締 役	丸 山 忠 三	通信ユーティリティシステム本部長
常 勤 監 査 役	大 里 誠 至	
監 査 役	加 藤 和 彦	富士通株式会社経営執行役
監 査 役	弓 場 英 明	富士通株式会社経営執行役常務

- (注) 1. 平成17年6月29日開催の第42回定時株主総会において、取締役として兼子孝夫氏、児玉治行氏、宮田一雄氏、石井恒好氏、江口一宏氏、門脇弘和氏、新島次男氏、浅川 寛氏及び丸山忠三氏を、監査役として加藤和彦氏及び弓場英明氏を選任し、同日開催の取締役会において代表取締役社長として兼子孝夫氏を、専務取締役として児玉治行氏をそれぞれ選任いたしました。また、常務取締役中田光宏氏、取締役平田宏通氏及び監査役中村 隆氏は平成17年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任されました。
2. 取締役宮田一雄氏は、旧商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 監査役加藤和彦氏及び監査役弓場英明氏は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

9. 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
23,500千円
- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
23,500千円
- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額
23,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

Ⅲ 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特に記載すべき事項はありません。

本報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,400,835	流 動 負 債	6,144,344
現金及び預金	689,129	買掛金	2,216,543
預金受け取り手形	6,590,000	未払金	314,568
有価証券	13,650	未払費用	2,195,651
商材仕前掛渡	9,602,376	未払法人税等	803,199
前払費用	12,050	未払消費税等	490,356
繰延税金資産	622	前受金	48,417
の引当金	11,489	預り金	75,457
固定資産	22,817	その他	148
有形固定資産	118,513	固 定 負 債	4,581,860
建物	775,295	退職給付引当金	4,504,715
構築物	46,432	役員退職慰労引当金	77,145
備品	△8,000	負 債 合 計	10,726,205
土壌	5,818,812	資 本 の 部	
無形固定資産	2,307,467	資 本 金	1,970,000
ソフトウェア	2,307,467	資 本 剰 余 金	3,012,500
電話加入権	1,861,779	資本準備金	3,012,500
専用回線利用権	△1,059,339	利 益 剰 余 金	8,516,442
投資その他の資産	802,440	利益準備金	86,480
投資有価証券	△27,403	任意積立金	7,603,878
関係会社株	3,062	プログラム等準備金	138,681
従業員長期貸付金	774,362	特別償却準備金	70,196
長期前払費用	△541,283	別途積立金	7,395,000
差入保証金	233,079	当期末処分利益	826,084
繰延税金資産	1,268,884	その他有価証券評価差額金	△5,499
の引当金	916,440	資 本 合 計	13,493,443
その他	890,699	負 債 及 び 資 本 合 計	24,219,648
ソフトラウェア	890,699		
電話加入権	22,998		
専用回線利用権	2,742		
投資その他の資産	2,594,905		
投資有価証券	138,353		
関係会社株	52,925		
従業員長期貸付金	12,333		
長期前払費用	159,195		
差入保証金	351,573		
繰延税金資産	1,873,217		
の引当金	39,330		
その他	△32,025		
資産合計	24,219,648		

注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する債権（短期） 5,429,008千円
3. 関係会社に対する債権（長期） 66千円
4. 関係会社に対する債務（短期） 209,641千円

損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日)
(至 平成18年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	31,551,681
売 上 原 価	26,916,793
売 上 総 利 益	4,634,888
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,055,479
営 業 利 益	1,579,408
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	28,589
雑 収 入	27,557
営 業 外 費 用	
雑 支 出	355,502
経 常 利 益	1,280,052
税 引 前 当 期 純 利 益	1,280,052
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	916,525
法 人 税 等 調 整 額	△385,308
当 期 純 利 益	748,836
前 期 繰 越 利 益	148,047
中 間 配 当 額	70,800
当 期 未 処 分 利 益	826,084

注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との間の取引高

営業取引の取引高	
売上高	15,520,056千円
仕入高	521,111千円
営業取引以外の取引高	302,771千円
3. 1株当たり当期純利益 60円91銭

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ② 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品……………先入先出法による原価法
- (2) 材料……………先入先出法による原価法
- (3) 仕掛品……………個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法
- (2) 無形固定資産
 - ① 市場販売目的のソフトウェア……………見込有効期間における見込販売数量に基づく償却方法
 - ② 自社利用目的のソフトウェア……………社内における利用可能期間に基づく定額法
 - ③ その他……………定額法

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については10年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生翌年度から費用処理しております。
- (3) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく当期末要支給額の全額を計上しております。なお、同引当金は旧商法施行規則第43条に該当するものであります。

5. 消費税等の会計処理方法……………税抜方式

6. ソフトウェアの開発契約の収益計上基準……………開発作業の進捗に応じて収益を計上する進行基準により計上しております。

(重要な会計方針の変更)

1. 収益計上基準の変更

当期より、ソフトウェアの開発契約について、収益計上基準を顧客検収基準から開発作業の進捗に応じて収益を計上する進行基準に変更しております。これはプロジェクトの採算性管理強化のため、プロジェクトの進捗状況を随時把握するとともに、適時に業績に反映することで事業の実態をより適正にあらわすためであり、その体制が当期において整備されたことによるものであります。

この結果、従来の基準によった場合と比較して、売上高が1,478百万円増加、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ163百万円増加、当期純利益が96百万円増加しております。

2. 固定資産の減損に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）により、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これによる損益への影響はありません。

利益処分案

(単位：円)

当期未処分利益	826,084,081
プログラム等準備金取崩額	37,572,885
特別償却準備金取崩額	20,122,685
計	883,779,651
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金 (1株につき8円)	94,400,000
役員賞与 (うち監査役賞与)	30,000,000 (5,500,000)
特別償却準備金	21,507,664
別途積立金	540,000,000
次期繰越利益	197,871,987

注記 平成17年11月30日に70,800,000円(1株につき6円)の中間配当を実施しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月16日

株式会社富士通ビー・エス・シー

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 洋 二 ㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士 角 田 伸理之 ㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士 梅 村 一 彦 ㊟

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社富士通ビー・エス・シーの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第43期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

重要な会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度にソフトウェアの開発契約についての収益計上基準を従来の顧客検収基準から進行基準に変更したが、これは従来から進めてきたプロジェクトの管理体制が整備されたことに伴い、プロジェクトの進捗状況を随時把握するとともに適時に業績に反映することで事業の実態をより適正に表示するために行われたものであり、相当と認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第43期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月22日

株式会社富士通ビー・エス・シー 監査役会

常勤監査役 大里 誠 至 ㊟

監査役 加藤 和彦 ㊟

監査役 弓場 英明 ㊟

(注) 監査役加藤和彦及び弓場英明は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第43期利益処分案承認の件

本議案の内容は、添付書類17頁に記載のとおりです。

利益処分につきましては、今後の財務基盤の強化をはかるとともに、普通配当6円を2円増配して1株につき8円（中間配当金を含め、当期の配当金は1株につき年間14円）とさせていただきます。

役員賞与につきましては、当期の業績ならびに過去の役員賞与支給額を勘案し、期末時の取締役9名および監査役3名に対し、役員賞与3,000万円（うち監査役賞与550万円）を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社の現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 会社の機関について、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置すること（変更案第4条）ならびに株券を発行すること（変更案第7条）を定め、会計監査人の選任、任期及び報酬等に関する規定（変更案第6章第39条、第40条及び第41条）を新設するものであります。
- (2) 当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります（変更案第5条）。
- (3) 単元未満株式のみを有する株主様が行使できる権利を明記する規定を新設するものであります（変更案第9条）。
- (4) 株主総会の招集に際して、インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は、株主の皆様に対して提供したものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります（変更案第15条）。
- (5) 株主総会における議決権行使につき、代理人の人数を明確にするため、現行の規定を改めるものであります（変更案第17条）。

- (6) 取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります(変更案第22条)。
- (7) 取締役会の運営をより機動的・効率的に行えるよう、取締役全員の同意があり、監査役全員にも異議がない場合に限り、書面決議によることを可能とする規定を新設するものであります(変更案第28条第2項)。
- (8) その他全般にわたり、「会社法」に合わせた文言の修正及び根拠条文の変更、条文の新設に伴う必要な条数の繰り下げ、条文構成の変更及び用語の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社富士通ビー・エス・シーと称し、英文ではFUJITSU BROAD SOLUTION & CONSULTING Inc. とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (以下省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行のとおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は43,200,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 6 条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は43,200,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(第 8 条に統合)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、株券喪失登録、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、株券喪失登録、その他株式に関する請求、届出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使できる株主とする。</u></p> <p>② 前項の場合の他、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>② 前項の場合の他、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(第1項と第2項に分割)</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第13条 (現行のとおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(第14条に統合)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は議事の経過の要領およびその結果を記載し議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は12名以内とする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第18条 当社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(累積投票の排除) 第19条 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。補欠または増員のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第21条 取締役会の決議により<u>当会社を代表する取締役2名以内を定め</u>、うち1名は社長とする。</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会の決議により取締役の中から必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第23条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>が招集し、議長となる。 ② <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(累積投票の排除) 第21条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第23条 当社は、<u>取締役会の決議により2名以内の代表取締役を選定し</u>、うち1名は社長とする。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会の決議により取締役の中から必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集手続) 第25条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議) 第26条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。 (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>② 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(相談役) 第28条 取締役会はその決議をもって相談役若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第29条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第30条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集手続) 第27条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の決議) 第28条 (現行のとおり)</p> <p>② <u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(相談役) 第30条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会規則) 第31条 (現行のとおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第32条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は株主総会において選任する。監査役の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(第1項と第2項に分割)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(第1項と第2項に分割)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役の互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第34条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第35条 監査役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第37条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第37条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第38条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当金の支払)</p> <p>第39条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配 (以下中間配当という。)</u>をすることができる。</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(期末配当金の支払)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当 (以下、「期末配当金」という。)</u>を支払う。</p> <p>(中間配当金の支払)</p> <p>第44条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当 (以下、「中間配当金」という。)</u>をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(除斥期間) 第40条 <u>利益配当金</u>および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。<u>利益配当金</u>および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(除斥期間) 第45条 <u>期末配当金</u>および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。<u>期末配当金</u>および中間配当金には利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」において取締役の任期を1年に短縮することを提案しているため、これが可決された場合には、現在の取締役全員（9名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営陣の強化をはかるため3名を増員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	兼子孝夫 (昭和22年7月21日)	昭和46年4月 富士通株式会社入社 平成9年6月 同社システム本部情報出版システム統括部長 平成10年10月 同社中部営業本部システム統括部長 平成12年4月 同社システム本部中部システム統括部長 平成13年6月 同社システム本部主席部長 平成13年10月 同社システムインテグレーション事業本部主席部長 平成14年6月 株式会社富士通テクノシステム代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	3,800株
2	児玉治行 (昭和24年8月22日)	昭和48年4月 富士通株式会社入社 平成10年6月 同社ソフト・サービス事業推進本部経理部長 平成12年11月 同社ソフト・サービス事業推進本部長代理 平成15年5月 同社経営戦略室グループ経営統括室員兼ソフト・サービス事業推進本部長代理 平成16年4月 同社経営戦略室員兼ソフト・サービス事業推進本部長代理 平成16年6月 当社専務取締役 平成17年4月 当社専務取締役ビジネスサポート本部長 (現在に至る)	2,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
3	宮田 一雄 (昭和29年7月2日)	昭和52年4月 富士通株式会社入社 平成13年10月 同社システムインテグレーション事業 本部第二システムインテグレーション 事業部長 平成15年6月 同社通信ユーティリティソリューショ ン本部長 平成16年6月 同社経営執行役（現在に至る） 平成17年6月 当社取締役 （現在に至る）	—
4	石井 恒好 (昭和22年11月3日)	昭和46年4月 日産コンピュータ株式会社（現 株式 会社富士通ビー・エス・シー）入社 平成4年4月 当社事業推進部長兼業務部長 平成4年6月 当社取締役 平成13年12月 当社取締役企画本部長 平成16年10月 当社取締役ビジネスサポート本部長 平成17年4月 当社取締役エンベデッドシステム本部 長 （現在に至る）	1,300株
5	江口 一宏 (昭和21年7月21日)	昭和44年4月 富士通株式会社入社 平成8年10月 同社システム本部第二システム事業部 品質システム部長 平成9年6月 当社取締役 平成13年1月 当社取締役eビジネス本部長 平成14年10月 当社取締役サービスビジネス本部長兼 技術推進本部長 平成16年6月 当社取締役技術推進本部長 平成16年10月 当社取締役産業流通システム本部長 （現在に至る）	900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
6	門 脇 弘 和 (昭和22年6月25日)	昭和62年9月 当社入社 平成3年2月 当社総務部長 平成8年7月 当社管理第二本部長 平成9年6月 当社取締役 平成13年1月 当社取締役ビジネス推進副本部長 平成14年10月 当社取締役ビジネス推進本部長 平成16年10月 当社取締役ビジネス管理本部長 (現在に至る)	700株
7	新 島 次 男 (昭和24年7月17日)	昭和47年4月 富士通株式会社入社 平成7年4月 同社首都圏営業本部関東支社太田支店 長 平成12年4月 同社西日本営業本部京都支社長 平成15年6月 当社取締役ソリューション営業本部副 本部長 平成15年8月 当社取締役ソリューション営業本部長 平成15年10月 当社取締役営業本部長 平成17年6月 当社取締役ITサービス本部長 (現在に至る)	800株
8	浅 川 寛 (昭和25年6月29日)	昭和51年4月 当社入社 平成3年4月 当社大阪支店長 平成10年10月 当社技術推進本部長 平成16年4月 当社サービスビジネス本部長 平成16年6月 当社取締役 平成16年10月 当社取締役公共・サービスシステム本 部長 平成18年4月 当社公共システム本部長 (現在に至る)	200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
9	丸山 忠三 (昭和21年8月2日)	昭和37年4月 富士通株式会社入社 平成15年10月 富士通ネットワークテクノロジーズ株式会社取締役 平成16年6月 富士通ネットワークテクノロジーズ株式会社経営執行役兼富士通株式会社ネットワークソリューション事業本部主席部長 平成17年6月 当社取締役通信ユーティリティシステム本部長 (現在に至る)	2,000株
10	岡本 貫義 (昭和21年10月11日)	昭和44年4月 富士通株式会社入社 平成8年12月 同社関西営業本部システム統括部長 平成12年4月 同社システム本部長代理 平成13年4月 株式会社富士通九州システムエンジニアリング常務取締役 平成15年6月 富士通株式会社西日本営業本部長代理 平成16年12月 同社関西営業本部長 平成18年4月 同社地域ビジネスグループ長付 (現在に至る)	—
11	矢作 年雄 (昭和24年1月2日)	昭和42年9月 富士通株式会社入社 平成11年10月 同社システム本部第四システム事業部第三システム部長 平成17年6月 当社公共・サービスシステム本部長代理 平成18年4月 当社パッケージ&サービス本部長 (現在に至る)	—
12	廣澤 満治 (昭和36年3月26日)	平成4年2月 当社入社 平成13年10月 当社システムビジネス本部テレコム&モバイルソリューション事業部第二システム部長 平成14年10月 当社システムビジネス本部エンベデッドシステム事業部長 平成16年10月 当社エンベデッドシステム本部長代理 (現在に至る)	—

(注) 1. 宮田一雄氏は、社外取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は平成14年6月27日開催の第39回定時株主総会において年額6,500万円以内、監査役の報酬額は平成12年6月23日開催の第37回定時株主総会において年額2,000万円以内とそれぞれ決議いただき今日に至っております。

これまで利益処分の一部としていた取締役賞与、及び監査役賞与を報酬額の年額に加えることとして、第3号議案「取締役12名選任の件」が原案のとおり可決されますと、現在の取締役の員数が3名増員になることから、取締役の報酬額を年額14,000万円以内、監査役の報酬額を年額3,000万円以内とそれぞれ改めさせていただきたく存じます。

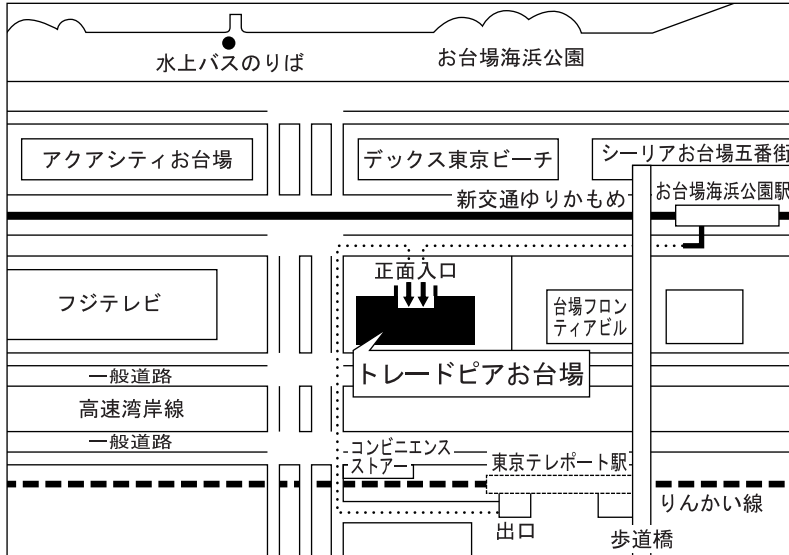
なお、取締役の報酬額には、従来のとおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとしたたく存じます。

第3号議案「取締役12名選任の件」が原案のとおり可決されますと、取締役の員数は12名、監査役の員数は3名となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 トレードピアお台場 23階 会議室
東京都港区台場二丁目3番1号
TEL (03) 3570-4111 (代表)



<交通機関>

臨海新交通「ゆりかもめ」 新橋駅から13分
お台場海浜公園駅下車より徒歩約3分
東京臨海高速鉄道「りんかい線」 大崎駅から11分、新木場駅から7分
東京レポート駅下車より徒歩約5分
水上バス（船の科学館ライン） お台場海浜公園駅徒歩約3分
（日の出桟橋からお台場海浜公園までの所要時間は約20分）
お車でのご来場はご遠慮ください。



この招集通知は、古紙パルプ配合率
100%再生紙を使用しております。



この招集通知は、環境に優しい植物性
大豆油インキを使用しております。